

資料 1

小金井市障害者福祉センターの運営方法について（再配布）

1 概要

小金井市障害者福祉センターについては、市の公共施設として、指定管理者制度により運営しているところであるが、平成26年度に民間の法人に移譲することを検討したことがあり、平成29年4月に策定した行財政改革プラン2020の行動計画を具体化した「アクションプラン2020」の重点項目にあげられ、現行計画の「小金井市行財政改革2025」においても、アクションプラン2020からの継続取組として「障害者福祉センターの民間移譲」が掲げられている。

現行の指定管理期間及び小金井市行財政改革2025の計画期間が令和7年度までであることから、令和8年度以降の運営方法に関して、自立支援協議会の意見を聴取したい。

2 小金井市行財政改革2025について

持続可能な行財政運営を実現するために、①自治体DXの推進、②公民連携・アウトソーシングの推進、③公共施設マネジメントの推進の三つを柱とし、令和4年8月に策定。令和7年度までを計画期間としている。

障害者福祉センターの民間移譲は、「民間事業者が持つノウハウ等を活用し、柔軟かつ適正な施設の維持管理を行うことを課題・目的としており、取組内容としては、「提供するサービスの性質上、適正な運営の維持には一定の市の関与や利用者等の意向の確認も必要であることから、当面の間、指定管理制度の活用を継続し、今後の社会情勢や運営形態等を踏まえ、自立支援協議会の意見等を参考にしながら、慎重かつ丁寧に検討を進める。」としている。

担当課による検討状況として、令和6年9月30日に開催した市議会行財政改革調査特別委員会における進捗状況の報告では、「市の関与の必要性等を踏まえ指定管理者制度の活用を継続しつつ、取組の見直しも含めて検討」としている。

3 小金井市障害福祉センターの現状

令和3年度から令和7年度までを期間とし、指定管理制度により運営。主な事業内容の一つとして、市内に不足する生活介護事業を行っており、民間の事業所では受け入れが困難な重度の障がい者を受け入れている。民間移譲の検討を始めた平成26年度以前は定員の範囲内であったが、平成26年度に5名の受け入れが必要となり、以降定員を超えて運営してきた。

また、緊急一時的に介護ができない障がい者を保護する緊急一時保護事業や、訪問入浴サービスの利用が困難な障がい者が利用する機械式の入浴サービス等、民間では担えないサービスを提供している。

4 今後の方向性について

小金井市障害者福祉センターの運営については、市民に必要なサービスを公平且つ永続的に提供するためには市の関与が必要であり、指定管理者制度の活用により民間のノウハウを活かしつつ、公的に運営することが望ましいと考えている。

また、市の関与が必要な状況は今後も継続していくと思われることから、「障害者福祉センターの民間移譲」を行財政改革に係る取組とすることについては、見直す必要があると考えている。